別表六の二(四)の記載要領第二号を削り、同第三号中「第39条の48第５項第１号」を「第39条の48第10項第１号」に改め、同号を同第二号とし、同第四号中「第39条の48第５項第１号」を「第39条の48第10項第１号」に改め、同号を同第三号とし、同第五号(一)及び(二)中「「(15)」」を「「(17)」」に改め、同号(三)中「「(15)」」を「「(17)」」に、「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額(13)又は(13)×(14)　(15)」」を「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額(15)又は(15)×(16)　(17)」」に、「「同上のうち継続雇用者に係る金額　(13)」」を「「差引(12)－(13)又は(12)－(13)＋(14)　(15)」」に、「第39条の46の２第13項第２号ロ（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」を「第39条の48第５項第２号ロ」に改め、同号を同第四号とし、同表の記載要領に次の二号を加える。

５　「継続雇用者に対する給与等の支給額　(12)」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第68条の15の８第６項第１号イに規定する継続雇用者に対する給与等（同法第68条の15の６第３項第２号（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する給与等をいう。）の支給額を記載すること。

６　「差引(12)－(13)又は(12)－(13)＋(14)　(15)」の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が令和３年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「(12)－(13)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(12)－(13)＋(14)」を消すこと。

別表六の二(五)の表を次のように改める。